別紙資料-1

タイムライン防災・北海道ネットワークの概要

タイムライン防災・北海道ネットワークの概要

設立の経緯 令和元年 11 月 5 日〜6 日 「水防災タイムラインカンファレンス全国大会 2019in 北海道」を開催を契機に設立

) 5日 滝川会場 「北海道水防災タイムラインサミット」にて当団体の設立の必要性が議論

北海道内でタイムライン防災に取り組む13長町村長がトップとしてタイムライン防災に関して為すべきことについて円卓会議が行われた。



■ コーディネーター

東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 客員教授 松尾一郎氏

■ 構成員

前田康吉 滝川市長、川上満 平取町長、池部彰 南富良野町長、近藤泰行 厚真 町副町長、外崎秀人 今金町長、辻 直孝 北見市長、佐藤吉彦 標茶町長、石塚 隆 新篠津村長、高橋貞光 せたな町長、上坂隆一 月形町長、大鷹千秋 日高町 長、板東知文 美唄市長、渋谷昌彦 むかわ町副町長

■ コメンテーター

北海道開発局建設部河川管理課 井田泰蔵氏 気象庁札幌管区気象台気象防災部 森谷貞幸氏 北海道総務部危機対策局危機対策課 高見里佳氏 北海道建設部建設政策局維持管理防災課 石黒元昭氏 北海道空知総合振興局札幌建設管理部 千葉正彦氏 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部 奥野良聡氏

1つ目のテーマである『避難勧告等の決断・伝達』では、議論の最後に「様々なツールを使って住民一人ひとりの安全を守ること、そのために決断する側が適切な危機感を持ち、それを共有して正しく行動することが重要。」と松尾コーディネーターから総括がありました。2つ目の『地域及び住民の防災意識向上』については、「気象・水文情報に関する注意喚起の徹底」「避難所体験等を通した防災教育の強化」「CTLによる共助力の強化および防災リーダーの育成の強化」等が重要項目として挙げられました。3つ目の『関係機関との連携強化』では、「TLの円滑な運用のため地域との連携は不可欠」「TLを通して関係機関はもとより、役所・役場内部署間の連携も強化される」といった TL運用を通じた各方面との連携強化の可能性について意見交換が行われました。4つ目の『TL防災の継続的取り組み』については、「今後北海道内で、同じ流域内の協力体制を強化していくため、『タイムライン防災・北海道ネットワーク』を設立し、より多くの市町村ともに TL 防災に取り組むことを目指す」ことが合意されました。

2) 6日 札幌会場 「北海道水防災タイムラインサミット宣言」に当団体の設立を表明



■サミット宣言

松尾一郎コーディネーター/前田康吉 滝川市長/川上満 平取町長/池部彰 南富良野町長/宮坂尚市朗 厚真町長/外崎秀人 今金町長/辻 直孝 北見市長/佐藤吉彦 標茶町長/石塚隆 新篠津村長/高橋貞光 せたな町長/上坂隆一 月形町長/深根英範 日高町副町長/板東知文 美唄市長/渋谷昌彦 むかわ町副町長



北海道水防災タイムラインサミット宣言

(水防災タイムライン導入自治体トップがなすべきこと)

- 1 水防防災タイムラインを活用し、的確なタイミングで避難 勧告等を自治体トップが自らの声で住民に伝達する。
- 2 「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる社会を構築をするために、地域や個人が取り組む「コミュニティ・タイムライン」や「マイ・タイムライン」の普及を目指すとともに、地域防災リーダーの育成を図る。
- 3 水防災タイムラインの効果を発揮するために、PDCAサイクルにより、日ごろから気象台、河川管理者等の関係機関と顔の見える関係づくりを築き、継続的な改善を図ることで、より実践的な防災活動による減災を目指す。
- 4 タイムラインの運用に関する情報交換や研修に積極的に取り組むとともに、導入を予定している自治体に対し支援を行うため、「タイムライン防災・北海道ネットワーク」を設立する。

II タイムライン防災・北海道ネットワークの目的と事業

目的 北海道内のタイムライン防災に取り組む市町村が、互いの取り組みの課題やその対策、運用の効率化を図るために改善していくことが重要であり、さらに、この取り組みを他の市町村、さらには地域の住民に広げていくことで、犠牲者を出さない防災意識社会の再構築を目指すため、北海道内のタイムライン防災に取り組む市町村が連携し、運用を深めることで、より減災効果を高めるとともに、他の市町村にタイムライン防災を広めていくことを目的とする。

(1) 北海道実務担当者研修会の開催

①情報交換 ②タイムライン防災の講習③コミュニティ・タイムラインの講習

(2) 他市町村への協力 先進地の情報提供

運営資金 構成の市町村負担金(市町村負担金1万円/年)、その他収入

問合先:タイムライン防災・北海道ネットワーク事務局

〒073-8686 北海道滝川市大町1丁目2番15号 北海道滝川市総務部総務課防災危機対策室 TEL 0125-28-8003 FAX 0125-23-5775

「タイムライン防災・北海道ネットワーク」規約

(名称)

- 第1条 本会は、タイムライン防災・北海道ネットワーク(以下「北海道ネットワーク」という。)と称する。 (目的)
- 第2条 北海道内のタイムライン防災に取り組む市町村が、課題や対策を共有することでタイムライン防災の効果を高めていくことが重要であり、またタイムライン防災を北海道内のより多くの市町村や地域住民に広げていくことで、犠牲者を出さない命を守る北海道の防災意識社会の再構築を目指すことを目的とする。 (事業)
- 第3条 北海道ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) タイムライン防災に関わる人材育成事業
- (2) 北海道内の市町村に対するタイムライン防災の普及事業
- (3) その他タイムライン防災に関わる事業

(会員)

第4条 北海道ネットワークの会員は、北海道内の市町村のうち、タイムライン防災に取組む市町村、及び取組 もうとする市町村に所属する別表第1に掲げる会員をもって構成する。 (役員)

- 第5条 北海道ネットワークに、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

(役員の選任)

第6条 会長、副会長及び監事は、会員の互選によりこれを定める。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、北海道ネットワークを代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、北海道ネットワークの会計を監査する。 (任期)
- 第8条 役員及び会員の任期は、2年とする。なお、再任は妨げない。
- 2 役員が任期中に交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (アドバイザー及びオブザーバー)
- 第9条 北海道ネットワークに、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。
- 2 アドバイザーはタイムライン防災に関わる有識者の中から、会長が総会の同意を得てこれを選任する。
- 3 オブザーバーは、北海道内の水防災に関わる関係機関等から、会長が総会の同意を得てこれを選任する。
- 4 アドバイザー及びオブザーバーは、北海道ネットワークの事業の実施に際し、助言を行う。
- 5 アドバイザー及びオブザーバーは、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 アドバイザーは総会の出席に関し、代理者が出席する場合には、事前に会長に申し出るものとする。 (総会)
- 第10条 北海道ネットワークの総会は、会長が招集し、その議長には、会長が当たる。
- 2 総会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、会員の代理の出席を妨げない。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定しなければならない。
- (1) 北海道ネットワークの予算を定めること。
- (2) 北海道ネットワークの決算を認定すること。
- (3) 北海道ネットワークの事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) 専決処分の承認に関すること。
- (6) アドバイザー及びオブザーバーの選任の同意に関すること。
- (7) その他第2条の目的を達成するために必要な事項 (会長の専決処分)
- 第 11 条 会長は、特に緊急を要するため実行会員会の総会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合には、前条第 4 項各号に掲げる事項について、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定による専決処分をしたときは、会長は、これを北海道ネットワークに報告しなければならない。 (幹事会)
- 第12条 北海道ネットワークの円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、会員の属する市町村の職員から総会において承認された幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長を置く。

- 4 幹事長は、会長が選任する。
- 5 幹事長の職務は、第7条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 6 幹事会は、第3条の実施事業の執行に必要な事項を協議し処理する。 (財務)
- 第13条 北海道ネットワークの運営経費は、会員の負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 前項の負担金は1万円とする。
- 3 会長は年度修了後、2月以内に決算について監事の承認を受けた後、会議で認定を受けなければならない。 (会計期間)
- 第14条 会計期間は、前年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事務局)
- 第15条 北海道ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、会長の市町村に置く。
- 3 事務局には、事務局長、及びその他の職員、並びに特定非営利活動法人環境防災総合政策研究機構北海道支部の職員を置く。

(規約改正)

- 第 16 条 この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第17条 北海道ネットワークの設立年月日は、令和元年11月6日とする。 (雑則)
- 第 18 条 この規約に定めるもののほか、北海道ネットワークに関し必要な事項は、会長が別に定める。 附則
 - この規約は、令和元年11月6日から施行する。ただし第13条第2項は、令和2年4月1日から施行する。

会 員 名 簿

市町村名 50 音順

役 職	会 員	備考
	厚真町長	
	今金町長	
	北見市長	
	標茶町長	
	標津町長	令和元年 11 月 25 日
	新篠津村長	
	せたな町長	
会長	滝川市長	
	月形町長	
	日高町長	
	美唄市長	
副会長	平取町長	
監 事	南富良野町長	
	むかわ町長	

アドバイザー
敬称省略

所属及び役職	氏 名	備考
東京大学大学院情報学環 客員教授	松尾 一郎	
特定非営利活動法人 環境防災研究機構北海道 代表理事	黒木 幹男	

オブザーバー

機関名	備考
国土交通省 北海道開発局	
気象庁 札幌管区気象台	
北海道	

減災に関する会議の効率化にむけた取組



防災に関係する会議の効率化にむけた取組



国土交通省 北海道開発局

「世界の北海道」を目指して 一北海道総合開発計画

令和元年度春季

12の会議を7日間で開催(部門・事務所毎に日程調整をするため日にち・場所がバラバラ)

4/18 札幌 道路防災連絡 協議会 情報共有化 WG

部門毎の会議

△□日開催 河川〇〇会議

4/22 札幌

豊平川外 担当者部会

河川環境保全 協議会 札幌地方会

4/23 岩見沢

幾春別川外 担当者部会

河川環境保全 協議会 岩見沢地方会 4/24 北広島

千歳川外 担当者部会

河川環境保全 協議会 江別地方会

4/25 滝川

空知地方道路防災 連絡協議会

雨竜川外担当者部会

河川環境保全協議会 滝川地方会

4/26 富良野

空知川 担当者部会 5/8 由仁町

夕張川上流 担当者部会

札幌開発建設部は、「強靱な国土づ くりを支える人材の育成」の取組の一 環として、複数ある防災会議を効率 化し、効果的な業務推進に向けた仕 組みづくりを調整役としての取組を行 い、地域自治体を支援します。

集約

令和2年度春季 石狩地方(札幌開発建設部)

開催イメージ

同じ資料、また同じ説明 せめて同じ日に。。。

同一日の開催



1回の出張ですみ効率化が図れる。

重複する説明を聞かずに、深い議 論が進む。

4/22(予備日:4/23)札幌

4F 1号·2号会議室

豊平川外担当者部会

道路防災連絡協議会 情報共有化WG

千歳川外担当者部会

江別地方会

分庁舎A·B会議室

河川環境保全協議会 札幌地方会

河川環境保全協議会

空知地方道路防災 連絡協議会

会

講堂

幾春別川外+夕張川部会

雨竜川外+空知川部会 共通の連絡事項

雨竜川外担当者部会

4/21(予備日:4/20)岩見沢

5F会議室

河川環境保全協議会 岩見沢地方会

共通の連絡事項 幾春別川外 夕張川上流担当者部

空知地方(空知総合振興局)

担当者部会

河川環境保全協議会 滝川地方会

空知川担当者部会

12の会議を2日間で開催(開催日の事前通知による日程調整の簡略化、会議室確保の効率化)